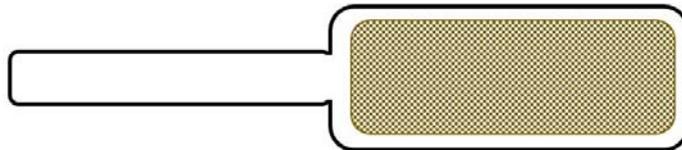


✚ 貨物概要

かかとの角質を削り落とす器具で、プラスチック製の持ち手部分（長さ約 11 cm、幅約 3.5 cm）とステンレス鋼製のやすり部分（長さ約 6 cm、幅約 3 cm）からなるもの



✚ 分類

関税率表第 8214. 20 号（統計番号 8214. 20-000）のマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）

✚ 分類理由

本品は、ステンレス鋼製やすり部分により、かかとの角質層を削り落とす器具であることから、卑金属製の作用する面を有するペディキュア用の用具として、関税率表第 82 類注 1 及び同表第 82. 14 項の規定により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）